

## 議案第 14 号

### 小田原市防災会議条例の一部を改正する条例

小田原市防災会議条例（昭和 37 年小田原市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「小田原市の地域防災計画」を「小田原市地域防災計画」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「前号」を「前 2 号」に、「重要事項」を「事項」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 小田原市水防計画を審議すること。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(小田原市水防協議会条例の廃止)

2 小田原市水防協議会条例（昭和 57 年小田原市条例第 32 号）は、廃止する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

これまで小田原市水防協議会が行ってきた水防計画の審議に関する事務を小田原市防災会議において行うこととするため提案するものであります。